

広島県教育委員会訓令第9号

県立学校

広島県立学校職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十日

広島県教育委員会

教育長 平川理恵

広島県立学校職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令

広島県立学校職員の人事評価に関する訓令（平成二十八年広島県教育委員会訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前										
<p>（人事評価の実施等）</p> <p>第三条 次に掲げる者以外の一般職の県立学校職員（以下「職員」という。）について実施する人事評価は、次章から第五章までに定めることによる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 その他広島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が、次章から第五章までに定める人事評価の実施を不適又は不必要と認める職員</p> <p>2 前項各号に掲げる者に係る人事評価の取扱については、別に教育長が定める。</p>		<p>（人事評価の対象者）</p> <p>第三条 人事評価は、次に掲げる者以外の一般職の県立学校職員（以下「職員」という。）について実施する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 その他広島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が、人事評価の実施を不適又は不必要と認める職員</p>										
<p>別表第1（第8条関係）</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 行政職（二に掲げる職務を除く。）</p> <p>（略）</p>												
<p>ニ 行政職（学校司書）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>評価項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主幹学校司書 主任学校司書 学校司書</td> <td>①学校図書管理</td> <td>専門的な知識や技能を活用し、学校図書の管理、その他必要な点検や記録等を適切に行うこと。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>②生徒支援</td> <td>学校図書に関する知識・技能を有し、生徒の学習支援方法の工夫改善を行い、生徒の主体的な学びの育成を図ること。</td> </tr> </tbody> </table>				職名	評価項目	内容	主幹学校司書 主任学校司書 学校司書	①学校図書管理	専門的な知識や技能を活用し、学校図書の管理、その他必要な点検や記録等を適切に行うこと。		②生徒支援	学校図書に関する知識・技能を有し、生徒の学習支援方法の工夫改善を行い、生徒の主体的な学びの育成を図ること。
職名	評価項目	内容										
主幹学校司書 主任学校司書 学校司書	①学校図書管理	専門的な知識や技能を活用し、学校図書の管理、その他必要な点検や記録等を適切に行うこと。										
	②生徒支援	学校図書に関する知識・技能を有し、生徒の学習支援方法の工夫改善を行い、生徒の主体的な学びの育成を図ること。										
<p>別表第1（第8条関係）</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 行政職</p> <p>（略）</p>												

別表第 3 (第 8 条関係)

能力評価における評価の基準			
1 (略)			
2 (略)	(職種別の評価割合)		
評価区分	評価割合		
(略)	(略)	(略)	
教諭, 講師, 養護教諭, 栄 養教諭, 実習助手, 寄宿舎 指導員, 栄養主幹, 栄養主 任, 栄養士, 事務主任, 主 事, 主幹学校司書, 主任学 校司書, 学校司書			
(換算点ごとの区分)			
(略)			

別表第 4 (第 9 条, 第13条関係)

被評価者	能力評価			業績 評価 者
	一次 評価 者	二次 評価 者	総合 評価 者	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
主幹教諭 指導教諭 教諭 講師 養護教諭 栄養教諭 実習助手 寄宿舎指導員 栄養主幹 栄養主任 栄養士 主幹学校司書 主任学校司書 学校司書	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第 6 (第12条関係)

区分	業績評価における評価の基準			
(略)	(略)			
総合 評価	1 (略)			
	評価区分	α	β	
	(略)	(略)	(略)	

別表第 3 (第 8 条関係)

能力評価における評価の基準			
1 (略)			
2 (略)	(職種別の評価割合)		
評価区分	評価割合		
(略)	(略)	(略)	
教諭, 講師, 養護教諭, 栄 養教諭, 実習助手, 寄宿舎 指導員, 栄養主幹, 栄養主 任, 栄養士, 事務主任, 主 事			
(換算点ごとの区分)			
(略)			

別表第 4 (第 9 条, 第13条関係)

被評価者	能力評価			業績 評価 者
	一次 評価 者	二次 評価 者	総合 評価 者	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
主幹教諭 指導教諭 教諭 講師 養護教諭 栄養教諭 実習助手 寄宿舎指導員 栄養主幹 栄養主任 栄養士	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第 6 (第 12 条関係)

区分	業績評価における評価の基準			
(略)	(略)			
総合 評価	1 (略)			
	評価区分	α	β	
	(略)	(略)	(略)	

教諭，講師，養護教諭， 栄養教諭，実習助手， 寄宿舎指導員，栄養主 幹，栄養主任，栄養士， 事務主任，主事，主幹 学校司書，主任学校司 書，学校司書	(略)	(略)
2 (略)		
教諭，講師，養護教諭， 栄養教諭，実習助手， 寄宿舎指導員，栄養主 幹，栄養主任，栄養士， 事務主任，主事	(略)	(略)
2 (略)		

附 則

この教育委員会訓令は、令和二年四月一日から施行する。